

2022年は愛知県政150周年です

1872(明治5)年11月27日に、名古屋県から改称した当時の愛知県と額田県が合併して、現在の「愛知県」が誕生しました。2022年は、愛知県政150周年の節目に当たります。

県政150周年は、県民の皆さまに愛知の歩みを振り返っていただき、郷土への愛着や誇りを改めて感じていただく貴重な機会となりますので、県では、県政150周年をPRし、気運を盛り上げていきます。

その一環として開設した「愛知県政百五十周年記念Webサイト」では、愛知の150年の歩みや、愛知の魅力を再発見していただくための地域の文化・歴史・風土・産業など、様々な内容を紹介しています。ぜひご覧ください。

●県ホームページ

https://www.soumu.go.jp/kojinbangou_card/

●問合せ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課

☎052-954-6088

警察からのお知らせ

けいさつだより



飛島村内犯罪状況(令和4年1月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
令和3年1~12月	0	0	0	2	1
1月	0	0	0	0	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
令和3年1~12月	0	2	0	0	5
1月	0	0	0	0	0
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
令和3年1~12月	9	1	1	1	
1月	0	0	0	0	

税のお知らせ

3月の納税等

介護保険料/第6期

農業集落排水処理施設使用料/第6期

保育料/3月分

納期限/3月31日(木)

納期限内の納付にご協力ください。納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車の譲渡・廃車・住所変更などの手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主である使用者)に課税されます。

所有している軽自動車を売却したときや住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会で行ってください。この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。

手続きを販売店等に依頼される場合、4月1日までに確実に手続きしてもらいように確認をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り

消すことはできません。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税種別割は全額課税されます。

また、口座振替をご契約の場合、特定の車両のみ口座振替を停止することはできません。1年分のみ軽自動車税種別割を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出する必要があります。口頭での依頼は受付できませんので、ご了承ください。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税種別割申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっています。

このため、名義変更および廃車



の届出はできる限り3月中旬頃までに済ませていただくようお願いいたします。

●問合せ先

軽自動車検査協会

愛知主管事務所

☎050・3816・1770

ホームページ

<http://www.keikenkyo.or.jp>

税務課窓口で発行できる
主な証明書について

税務課の窓口で発行できる主な証明書について紹介します。

1. 所得等証明書

新年度の証明書は毎年6月1

日から発行されます。

①所得証明書

前年の1月1日から12月31日

までの1年間の所得金額が記載

されています。

②課税・非課税証明書

所得証明の内容に加えて、村

県民税の年税額や扶養控除、医

療費控除などの所得控除額も記

載されています。

2. 固定資産証明書

新年度の証明書は毎年4月1

日から発行されます。

①課税台帳登録事項証明書

1月1日現在に所有している

土地・家屋の所在地、地目、地

積(床面積)等が記載されてい

ます。

②評価額証明書

課税台帳登録事項証明書の内

容に加えて、評価額が記載され

ています。

③価格通知書(登記用)

記載内容は評価額証明書と同

じですが、使用目的が登記に限

られます。

④公課証明書

評価額証明書の内容に加えて、

税額が記載されています。

3. 納税証明書

各税目の年税額、納付済税額、

未納税額を記載します。まだ、

納期が来ていない税金について

は、「納期未到来」と表示しま

す。

また、車検の際に必要な軽自

動車税種別割の継続検査用納税

証明書は、過去も含めて未納が

ない場合のみ発行できます。

○本人確認

窓口での申請者が、本人または

同じ世帯の方であれば、身分証明

書の提示により証明書を発行します。それ以外の方は、委任状が必要です。軽自動車税種別割の継続検査用納税証明書については、委任状の代わりに、車検証(コピー)の提示でも発行します。

○手数料

1通200円です。ただし、証

明書によっては手数料が異なりますので、窓口またはお電話にてご

確認ください。

○郵送での申請

郵送でも申請することができます。

次の書類を郵送してください。

・申請書(村公式ホームページ

の「暮らし」税金↓税金に関

する主な証明」よりダウンロード

することができます。)

・申請者の身分証明書のコピー

・切手を貼った返信用の封筒

・定額小為替(郵便局で購入で

きます。)

●問合せ先

総務部税務課

税の納付は期限内に!

住民の皆さまに納めていただく

税は、まちづくりや住民の皆さま

の暮らしを支える大切な財源です。

大部分の方は期限内に納付されていますが、納付いただけでない方もおられます。

納期限を過ぎても納付されない場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくこととなります。

◎滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行い、税に充当することになります。

①督促状を送付

②電話や文書にて納税を催告、税を徴収

③財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押さえ

を実施

④差し押さえた不動産等の公売を行い滞納している税に充当

◎納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって

納期までに納付が難しいという方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早めにご相談ください。

●問合せ先

総務部税務課

税務署からのお知らせ

確定申告書の作成・送信は、国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」から



多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、ご自宅のスマートフォンやパソコンから申告書が作成・送信できます。

確定申告



～税金の還付を受けるための確定申告をお考えの方へ～

申告義務のない方の還付を受けるための還付申告は、**5年間**提出することができます。

(令和3年分の確定申告の場合は、令和8年12月31日まで)

年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税)により還付を受ける方は、こちらに該当します。

確定申告会場の混雑緩和のため、上記に該当される方は、令和4年4月以降のご来署もご検討ください。

令和3年分の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、多くの方が訪れる確定申告会場には出向かず、安心・安全なご自宅からのe-Taxをご利用ください。

～確定申告会場への来場をお考えの方へ～

確定申告会場への入場には、会場の混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付またはLINEアプリによる事前発行の2通りで配付されます。

確定申告期限間際は、大変な混雑が予想されますので、ご来場される場合はお早めにお越しください。



国税庁LINE公式アカウント

※感染等により、期限までに申告が困難な方は延長することができます

●問合せ先 津島税務署 ☎ 26-2161